

事務連絡
平成27年4月3日

関係都道府県
消費者安全法所管部長 殿

消費者庁消費者政策課長
(公印省略)

財産事案の共同調査の促進について（依頼）

平素より、消費者行政の推進に御理解、御協力いただき、ありがとうございます。

消費者安全法（平成21年法律第50号）の財産事案に関する調査につきましては、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）におきまして、現行制度の下で共同調査の実施など国と地方の連携を強化することとされました。

つきましては、今後、貴部で把握した財産事案について、消費者庁と共同で調査を実施することを希望する事案がございましたら消費者庁に御相談いただきますとともに、財産事案の共同調査について消費者庁から貴部に対して提案させていただいた場合に、これを御検討いただきますようお願いいたします。

御不明な点等ございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

【本件担当】

消費者庁消費者政策課財産被害対策室 戒能、日下野
電話：03-3507-9176
FAX：03-3507-9287

◎ 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年1月30日閣議決定）（抜粋）

参考

【消費者庁】

(1) 消費者安全法（平21法50）

- (i) 希望する都道府県等に権限が付与されている、事業者に対する報告徴収及び立入調査等（施行令9条）については、その対象を都道府県等の区域外に所在する事業者にも拡大する。
- (ii) 多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対する勧告（40条4項）及び命令（40条5項）については、現行制度の下で共同調査の実施など国と地方の連携を強化しつつ、希望する都道府県に権限を付与することについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。